

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、会社を退職後、両親に勧められ国民年金に加入した。国民年金保険料は両親のいずれかが納付してくれたと思う。加入を勧めた両親が保険料を納付しないとは考えられないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人の保険料を納付していたと思われる申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金加入期間（第 3 号被保険者期間を含む。）の全てについて保険料を納付しており、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 12 月に払い出されているが、A 町（当時）の職員から、当時、同町においては手書きの過年度納付書があったとの証言が得られている上、同町の国民年金被保険者名簿によれば、当該記号番号が払い出された月において、申立期間直前の時効にかからない 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる。

さらに、A 町の国民年金保険料納付組合の国民年金保険料収納簿によれば、昭和 59 年 4 月以降は、申立人及び申立人の母親の保険料は共に納付組合で同じ日に収納されていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された年度である昭和 58 年度についても、申立人の母親の保険料が納付された日に、申立人の当該年度の未納となっている期間の保険料を 2 か月分ずつ納付されているほか、当該年度において現年度

納付できなかった分は次年度に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の母親は、申立人の未納保険料を完納する意識が高かったものと推認され、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和63年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和56年10月19日から63年9月30日までA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、同年9月分の年金記録が無いことが分かった。

B社が発行した就業証明書もあり、昭和63年9月30日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社が発行した就業証明書及び同社から提供された申立人の社員台帳により、申立人がA社に昭和63年9月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「申立期間当時の資料は社員台帳以外に確認できないが、当時の事務担当者が誤って離職日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たものと思われる。月末まで勤務し、退職した者の厚生年金保険料は、最後に支給する給与から2か月分を控除していたので、申立人の給与からも保険料を控除していたと思われる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における

昭和 63 年 8 月のオンライン記録から、16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B 社は、「当時の資料がないため不明である。」としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 63 年 10 月 1 日として社会保険事務所（当時）に届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日として記録することは考え難いことから、事業主は、申立人の資格喪失日を同年 9 月 30 日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 9 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を9万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月25日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与に係る厚生年金保険の標準賞与の記録が無いので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る平成20年7月度賞与明細の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、9万7,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を9万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月25日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与に係る厚生年金保険の標準賞与の記録が無いので、標準賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る平成20年7月度賞与明細の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、9万7,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年9月まで

私は、20歳前から会社で働いていたが、そこは厚生年金保険の適用事業所ではなく、20歳になれば国民年金には強制的に加入すべきものと思い加入したと思う。

加入手続の時期や国民年金保険料の納付方法等は全く覚えていないが、勤務時間中に銀行や郵便局へ行く際に、国民健康保険と一緒に国民年金保険料を支払い、職場の年末調整で控除申告を行っていたと思う。

これまで、4か月間の未加入期間を除いて、国民年金保険料を納付し続けてきたのに、申立期間が未加入期間となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿の申立人の前後の国民年金任意加入者の資格取得日から、昭和48年7月頃に払い出されたものと推認されることから、申立人が所持している国民年金手帳の発行日は同年7月27日と記載されており、最初の資格取得年月日の欄には、「昭和47年8月1日」と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳の最初の資格取得年月日（昭和47年8月1日）は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の最初の資格取得年月日、A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿の記録に記載された最初の国民年金資格取得年月日、及びオンライン記録の最初の資格

取得年月日と一致している上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、47年8月から48年3月までの国民年金保険料が同年8月に過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、加入手続後、その時点において、納付可能な最初の資格取得月（47年8月）からの国民年金保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「国民年金保険料については、職場の年末調整で控除申告を行っていたと思う。」としているところ、申立期間当時に申立人が勤務していた会社の事業主に事情を聴取したが、申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる回答を得ることはできず、申立期間当時の給与事務担当者であったと推認される者からは事情を聴くことができなかったため、申立人が申立期間の保険料を納付し、国民年金保険料の控除申告を行っていた状況を確認できないほか、オンライン記録によれば、前述の事業主及び給与担当者の二人についても、申立期間当時は国民年金に未加入であったことが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 5 月に退職し、A 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。その後、国民年金保険料は納めていなかったところ、60 年 4 月頃、市役所から保険料が未納になっているという通知があり、夫婦 2 人分の国民年金保険料と国民健康保険税の 1 年分約 30 万円を、妹から借りて、市役所 2 階の応接室で納付したはずであるが、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。

また、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間が申請免除となっているが、免除を申請したことは無く、申立期間が未納及び申請免除とされていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 1 月から 3 月までの期間については、国民年金保険料の免除を申請したことは無い。」としているが、オンライン記録によれば、60 年 1 月から 3 月までの期間については、同年 3 月 31 日に国民年金保険料の納付免除が申請され、同年 4 月 19 日に処理されていることが確認できる上、申立期間を含む 59 年 5 月から 60 年 3 月までの期間の申立人及び申立人の妻の国民年金保険料の記録は同じであるほか、当該免除記録について、不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、「昭和 59 年 5 月に国民年金の加入手続をした後、国民年金保険料は納付しておらず、60 年 4 月頃、市役所から保険料が未納になっているという通知があり、夫婦 2 人分の国民年金保険料と国民健康

保険税の1年分約30万円を、妹から借りて納付した。用意した金は、若干、余ったと思う。」としているが、申立人は、納付した国民年金保険料額を覚えておらず、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料及び退職前の事業所における厚生年金保険の標準報酬月額より試算した国民健康保険税の合計額は、申立人の主張とは相違する上、申立人が国民年金保険料と国民健康保険税を納付したとする場所についても、A市役所から聴取した場所と相違するほか、申立人が、国民年金保険料と国民健康保険税の納付のために申立人の妹から借りた金額についても、年金事務所への当初の記録照会の際には40万円としているなど、申立人の申立期間に係る記憶は曖昧であり、申立人の主張から申立期間に係る国民年金保険料の納付をうかがうことはできなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 39 年 11 月まで

私は、昭和 38 年 1 月頃に新聞の求人広告を見てA社（現在は、B社）に面接に行ったところ、面接官から「私の兄が経営するC社に勤務してほしい。」と言われ承諾し、同年2月頃に入社した。勤務場所は、A社の店舗内であった。入社当時から、同社の寮に入居しており、給与についても両社から受け取っていたが、私の厚生年金保険の記録が確認できない。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C社に勤務しており、給与は同社とA社の両社から受け取っていた。」としているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人が覚えている複数の同僚の氏名が確認できないものの、当該複数の同僚の氏名がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は同社において勤務していたものと推認される。

しかし、A社又はC社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人がA社又はC社のいずれの会社に雇用され、給与を支給されていたのかを特定することができない。

また、申立人は、「A社に面接に行った際に面接官であった専務から、『私の兄が経営するC社に勤務してほしい。』と言われた。」としているが、面接を行っていたとするA社の当時の専務は、「A社の求人の応募者をC社の従業員として採用することは無い。」としている。

さらに、C社の申立期間当時の代表取締役及びB社は、「申立人が当社に在籍していたことを確認できる資料が無い。保険料控除及び保険料納付についても不明である。」としている上、前述の複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 10 日から 41 年 9 月まで
② 昭和 41 年 10 月 3 日から 43 年 2 月 5 日まで

私は、申立期間①については、昭和 40 年 10 月 9 日に前事業所を退職し、友人に誘われて、A 県にある B 社に入社し、41 年 9 月に退職したと思う。申立期間②については、同年 10 月 3 日に同級生とともに C 県へ行き、D 社に入社した。一緒に行った同級生には、E 社に厚生年金保険の加入記録があるが、D 社とその関連会社であると思われる E 社のいずれの事業所にも私の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、F 社設立時（昭和 42 年 9 月）の取締役であって申立人が氏名を覚えている者（昭和 45 年 5 月 1 日に F 社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格が確認できる者）は、「私は、昭和 40 年 5 月頃に当該事業所に入社したと思うが、申立人は、同年 10 月頃から 1 年くらい勤務していたと思う。」としていることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の大部分において B 社に勤務していた可能性はある。

しかし、B 社は、F 社として、昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、前述の者は、「申立期間当時の従業員数は 4 人だったと思う。」としており、申立期間については、同社は個人事業所であったと考えられ、厚生年金保険の任意適用事業所で

あった可能性がうかがえる。

また、前述の者は、「厚生年金保険料を控除されるようになったのは、昭和 45 年 5 月からである。私は、当時、国民健康保険に加入していた。」としている上、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からは聴取できず、別の役員に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、D 社（申立期間当時は G 社、現在は H 社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間の前後の期間に被保険者記録が確認できる者で、事情を聴取できた 5 人のうちの 1 人は、「申立人の氏名を知っている。」としていることから、期間は特定できないものの、申立人は、D 社に勤務していたものと推認される。

しかし、H 社には、申立人の在籍記録は無く、申立期間当時、在籍していた者に聴取しても、申立人についての記憶は無い旨回答を得ている上、同社の事業主の妻は、「私は、当社の事務を担当していたことがあり、申立期間当時、求人関係や社会保険事務関係については、事務を外部委託していたが、委託していた者は既に死亡しており、資料等も保管していないため、当時の事務処理状況等については不明である。」としているほか、申立期間②及びその前後の期間において、D 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、「C 県に一緒に行った同級生は、E 社に厚生年金保険の加入記録があるので、私の記録も E 社にあるのではないか。」としているが、当該同級生については、E 社において、昭和 41 年 10 月に厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、当該同級生に確認しても、同人の加入記録が E 社に有る理由を判明できない上、E 社の元理事長は、「E 社は、D 社、I 社、J 社、K 社の 4 社が出資して設立した会社であるが、E 社の仕事をしていない人に E 社で厚生年金保険に加入させるようなことは考えられない。」としているところ、申立人は、E 社で勤務していたことはないとしており、申立期間②及びその前後の期間について、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、申立人の氏名も確認できないことから、申立人が E 社において、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立期間①及び②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 972 (事案 83 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 12 月 1 日から 28 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 24 年 12 月 1 日から 30 年 9 月末まで A 社で働いていた。初めは B 職の助手で、26 年 8 月には B 職になり、27 年末頃からは C 職も兼務していたが、厚生年金保険被保険者期間が 28 年 7 月 1 日から 30 年 10 月 1 日までしかないことが分かり、年金記録確認第三者委員会に記録回復を申し立てたところ、認められなかった。

しかし、どうしても納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間において、i) 事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人自身も厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかの記憶が定かでなく、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないこと、ii) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日はオンライン記録と一致している上、当該名簿は資格取得日の順番に管理され、欠番も無く、事務処理において特に不自然な点は認められないこと、iii) 申立人が同僚として氏名を挙げた 6 人のうち 4 人は、申立人より先に入社したとしているが、そのうち 2 人は申立人が入社したとする時期より後に厚生年金保険被保険者資格を取得し、残りの 2 人も申立人が記憶している入社時期より後に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該事業所では、入社後すぐに資格取得手続を行っていなかった可能性がうかがわれる上、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び同僚 6 人も死亡しているため、申立人の

申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかったこと、iv) ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 8 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回も、前回と同様の申立内容であり、新しい資料や事情は示されていない上、当該事業所に係る被保険者資格を昭和 29 年 4 月 1 日及び同年 10 月 1 日に取得している者は、「26 年 4 月に私が入社したときには、申立人は既に勤務していた。」、「27 年 5 月に私が入社したときには、申立人は既に勤務していた。」としており、申立人は、少なくとも、昭和 26 年 4 月以前から当該事業所に勤務していた可能性はあるものの、これらの者は、「最初の 2 年半ないし 3 年間くらいは、厚生年金保険は加入していなかったと思う。若い人には、私と同じように、見習期間のようなことで、厚生年金保険がついてない人もいたのではないか。」と回答しており、当該事業所は、必ずしも全ての従業員を入社日と同日に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

また、厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）によれば、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は、昭和 28 年 7 月 1 日資格取得、30 年 10 月 1 日資格喪失と記録されており、オンライン記録と一致している上、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険記号番号について、D年金事務所において当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、申立人の 28 年 7 月 1 日から 30 年 10 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間以外の被保険者期間は確認できなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。